

条 例

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第八号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

第一条 児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十四条の五中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第五十八条中「、第四十六条」を削る。

第七十条中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第八十条中「第三項」を「第四項」に改める。

第三百三十四条を次のように改める。

第三百三十四条 削除

第四百四十八条中「、第三百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と」を削る。

第六百六十条を次のように改める。

第六百六十条 削除

第二条 児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第四十条の三に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第三十八条の二」と」の下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第五十八条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条の二中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条中「、第四十一条から」を「から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条の九中「第四十一条から」を「第四十条の二から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三(第二項を除く。）」と」を加える。

第八十八条中「第四十一条、」を「第四十条の二から第四十一条まで、」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三(第二項を除く。）」と」を加える。

第二百二十八条の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第二百二十八条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第二百二十八条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第三十七条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第三十五条の二」との下に「、第二百二十八条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の二」と、第二百二十八条の三中「第三十七条の三」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の三」とを加える。

第五十四条第一項中「次条」の下に「及び第六十条の二」を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を加える。

第五十四条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第五十四条の三 安全計画の策定等に係る基準は、省令第六条の三に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十四条の四 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第六条の四に規定する基準の例によることとする。

第六十条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第六十条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第六十条の二の見出しを削り、同条中「業務継続計画」を「障害児入所施設等における業務継続計画」に改める。

附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。